

遺伝子組換え食品等の安全性審査の明確化に関する検討について (案)

1. 背景

- 食品衛生法に基づき、平成 13 年 4 月から組換え DNA 技術を応用した食品又は添加物(以下「遺伝子組換え食品等」という。)については、安全性審査を経る必要があることが定められており、厚生労働省は、リスク管理機関として、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価の結果を踏まえ、個別に安全性審査を行っている。
- この中には、自然の交配に極めて類似しているもの等、安全性審査を要する「遺伝子組換え食品等」に該当するかどうか自体が課題となってきたものがあり、こうした食品について、この 10 年間に知見が蓄積してきている。
- 一方、組換え DNA 技術の進歩などから、従来の概念では捉えきれない食品等が開発されつつある。

2. 検討課題(案)

- 上述の状況から、リスク管理を適正に行うため、次のような課題について検討してはどうか。
 - ・ 遺伝子組換え食品等として安全性審査の対象となる具体的な範囲の明確化
(例) 食品衛生法における「組換え DNA 技術」を用いているものの、国際的に遺伝子組み換え食品等に含まれないとされているもの食品安全委員会で安全性評価が不要とされているものの取扱いについて、どう考えるか。
 - ・ 安全性審査の対象に係る該当性の判断基準の明確化
(例) 食品衛生法における「組換え DNA 技術」を用いて作出された食品、添加物のうち、食品安全委員会にて「安全性評価は必要ない」または、「改めて安全性の確認を必要とするものではない」としているものへの該当性についての判断基準を示すことが出来ないか。